

令和5年 第4回

いなべ市議会 定例会 議案

令和5年第4回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
同意 第3号	いなべ市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
議案 第49号	いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案 第50号	いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第51号	いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第52号	いなべ市青川峡キャンピングパーク条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第53号	財産の無償譲渡及び無償貸付について (自然電力いなべ株式会社への無償譲渡及び無償貸付)	
議案 第54号	財産の無償譲渡について (其原自治会の真正なる登記名義回復)	
議案 第55号	財産の無償譲渡について (上相場自治会の真正なる登記名義回復)	
議案 第56号	いなべ市藤原岳駐車場の指定管理者の指定について	
議案 第57号	いなべ市ウッドヘッド阿下喜の指定管理者の指定について	

令和5年第4回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第58号	いなべ市農業公園の指定管理者の指定について	
議案 第59号	令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第4号）	
議案 第60号	令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
議案 第61号	令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議案 第62号	令和5年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
	以下余白	

同意第3号

いなべ市教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者をいなべ市教育委員会の委員としたいから、その任命について
議会の同意を求める。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市員弁町北金井

氏 名 位田 あけみ

生年月日

任 期 令和6年1月30日から令和10年1月29日まで

提案理由

委員5人のうち、位田あけみ委員が令和6年1月29日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を任命しようとするものである。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第49号

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和5年の人事院の給与改定に関する勧告及び三重県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されること等に伴いこれに準じていなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 いなべ市職員の給与に関する条例（平成15年いなべ市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「12月に支給する場合においては100分の120」を「12月に支給する場合においては100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	165,000	210,900	243,800	274,500	298,300	326,000	368,400	413,200
任用	2	166,100	212,600	245,300	276,100	300,400	328,200	371,000	415,600
短時	3	167,300	214,300	246,700	277,600	302,400	330,400	373,400	418,100
間勤	4	168,400	215,800	248,100	279,200	304,300	332,400	375,800	420,500
務職	5	169,500	217,300	249,300	280,700	306,100	334,400	377,700	422,400
員以	6	170,600	219,100	250,900	282,400	307,900	336,400	380,200	424,500
外の	7	171,700	220,800	252,400	284,200	309,500	338,300	382,500	426,600
職員	8	172,800	222,500	253,800	286,000	311,100	340,200	385,000	428,800
	9	173,800	224,000	254,900	287,700	312,700	342,100	387,400	430,700
	10	175,200	225,500	256,300	289,600	314,900	344,100	390,000	432,800
	11	176,500	227,000	257,800	291,400	317,100	346,100	392,600	434,900
	12	177,800	228,500	259,100	293,200	319,100	348,100	395,200	436,800
	13	179,000	229,700	260,400	295,000	321,100	349,900	397,500	438,500
	14	180,500	231,100	261,600	296,600	323,100	351,900	399,800	440,300

15	182,000	232,500	262,800	298,000	325,000	353,800	402,000	442,200
16	183,600	233,900	264,000	299,400	326,900	355,700	404,300	444,100
17	184,700	235,300	265,200	300,900	328,800	357,400	406,100	445,900
18	186,100	236,900	266,500	302,900	330,800	359,400	408,000	447,700
19	187,500	238,400	267,800	304,900	332,700	361,200	409,900	449,500
20	188,900	239,800	269,100	306,700	334,600	363,100	411,700	451,200
21	190,200	241,000	270,500	308,400	336,300	365,000	413,500	453,000
22	192,500	242,600	272,000	310,300	338,300	366,900	415,300	454,500
23	194,700	244,100	273,600	312,200	340,300	368,800	417,100	455,900
24	196,900	245,500	275,100	314,000	342,200	370,700	418,900	457,400
25	199,100	246,500	276,700	315,700	343,600	372,600	420,500	458,800
26	200,800	248,000	278,400	317,700	345,500	374,500	422,000	460,100
27	202,300	249,300	280,000	319,700	347,400	376,400	423,500	461,400
28	203,800	250,500	281,600	321,600	349,300	378,300	425,000	462,600
29	205,300	251,600	283,200	323,300	350,900	379,800	426,500	463,600
30	206,700	252,600	284,700	325,300	352,800	381,600	427,800	464,300
31	208,100	253,500	286,200	327,300	354,600	383,400	429,100	465,100
32	209,500	254,400	287,700	329,300	356,400	385,000	430,300	465,800
33	210,900	255,300	288,800	330,500	358,200	386,700	431,500	466,500
34	212,200	256,200	290,400	332,500	360,000	388,100	432,800	467,300
35	213,500	257,000	291,900	334,400	361,700	389,500	434,100	468,000
36	214,800	257,800	293,400	336,400	363,400	390,900	435,300	468,600
37	216,100	258,500	294,800	338,300	364,800	392,300	436,500	469,100
38	217,300	259,600	296,400	340,200	366,100	393,500	437,300	469,700
39	218,500	260,800	298,000	342,100	367,400	394,700	438,100	470,300
40	219,600	261,900	299,600	344,000	368,800	395,700	438,900	470,900
41	220,700	263,100	301,100	345,800	369,900	396,800	439,500	471,400
42	221,800	264,300	302,700	347,700	370,800	398,000	440,200	471,900
43	222,800	265,400	304,200	349,500	371,800	399,100	440,900	472,300
44	223,800	266,500	305,700	351,300	372,900	400,200	441,600	472,600
45	224,700	267,600	307,300	352,800	373,700	400,900	442,400	472,900
46	225,600	268,700	308,900	354,200	374,600	401,600	443,200	
47	226,500	269,800	310,500	355,600	375,500	402,300	443,600	
48	227,400	270,800	312,000	357,100	376,300	403,000	444,300	
49	228,300	271,800	312,900	358,600	377,100	403,600	444,800	
50	229,200	272,800	314,400	359,400	377,900	404,200	445,200	
51	230,100	273,800	315,900	360,400	378,700	404,700	445,600	
52	231,000	274,700	317,500	361,400	379,400	405,100	446,000	

53	231, 800	275, 600	319, 100	362, 300	380, 100	405, 500	446, 400
54	232, 700	276, 500	320, 700	363, 400	380, 800	405, 800	446, 800
55	233, 600	277, 400	322, 200	364, 300	381, 500	406, 100	447, 200
56	234, 400	278, 300	323, 700	365, 300	382, 200	406, 400	447, 500
57	234, 700	279, 200	325, 100	366, 200	382, 700	406, 700	447, 800
58	235, 500	280, 100	326, 300	366, 900	383, 300	407, 000	448, 200
59	236, 200	281, 000	327, 400	367, 600	383, 900	407, 300	448, 500
60	236, 800	281, 900	328, 500	368, 200	384, 600	407, 600	448, 800
61	237, 400	282, 900	329, 200	368, 600	385, 000	407, 900	449, 100
62	238, 100	283, 900	330, 100	369, 200	385, 700	408, 200	
63	238, 700	284, 800	330, 900	369, 900	386, 300	408, 500	
64	239, 200	285, 700	331, 700	370, 600	386, 900	408, 800	
65	239, 700	286, 200	332, 500	370, 900	387, 300	409, 100	
66	240, 200	286, 900	332, 900	371, 600	387, 900	409, 400	
67	240, 700	287, 600	333, 500	372, 300	388, 500	409, 700	
68	241, 300	288, 500	334, 200	372, 900	389, 100	410, 000	
69	241, 800	289, 500	335, 000	373, 200	389, 500	410, 200	
70	242, 300	290, 300	335, 700	373, 800	390, 000	410, 500	
71	242, 800	291, 100	336, 400	374, 500	390, 500	410, 800	
72	243, 300	291, 900	337, 000	375, 100	391, 100	411, 000	
73	243, 800	292, 600	337, 500	375, 400	391, 400	411, 200	
74	244, 300	293, 100	338, 100	376, 000	391, 800	411, 500	
75	244, 700	293, 500	338, 600	376, 700	392, 200	411, 800	
76	245, 200	293, 900	339, 200	377, 300	392, 600	412, 000	
77	245, 700	294, 100	339, 500	377, 700	392, 900	412, 200	
78	246, 200	294, 400	340, 000	378, 200	393, 200	412, 500	
79	246, 700	294, 600	340, 400	378, 800	393, 500	412, 800	
80	247, 200	294, 900	340, 800	379, 300	393, 700	413, 000	
81	247, 600	295, 100	341, 200	379, 800	393, 900	413, 200	
82	248, 100	295, 300	341, 700	380, 400	394, 200	413, 500	
83	248, 500	295, 600	342, 200	380, 900	394, 500	413, 800	
84	248, 900	295, 800	342, 700	381, 200	394, 700	414, 000	
85	249, 300	296, 100	343, 000	381, 600	394, 900	414, 200	
86	249, 700	296, 400	343, 400	382, 100	395, 200		
87	250, 100	296, 700	343, 900	382, 500	395, 500		
88	250, 500	297, 000	344, 300	382, 900	395, 700		
89	250, 900	297, 300	344, 600	383, 300	395, 900		
90	251, 400	297, 700	345, 000	383, 800	396, 200		

91	251,700	298,000	345,500	384,200	396,500			
92	252,000	298,400	345,900	384,600	396,700			
93	252,300	298,600	346,100	384,900	396,900			
94		298,800	346,500					
95		299,100	347,000					
96		299,500	347,400					
97		299,700	347,600					
98		300,000	348,000					
99		300,400	348,400					
100		300,800	348,700					
101		301,000	349,000					
102		301,300	349,400					
103		301,700	349,800					
104		302,000	350,200					
105		302,200	350,700					
106		302,500	351,100					
107		302,900	351,500					
108		303,200	351,900					
109		303,400	352,400					
110		303,800	352,800					
111		304,200	353,100					
112		304,500	353,400					
113		304,700	353,900					
114		304,900						
115		305,200						
116		305,600						
117		305,800						
118		306,000						
119		306,300						
120		306,600						
121		307,000						
122		307,200						
123		307,500						
124		307,800						
125		308,100						
定年前再	191,600	219,100	259,100	278,500	293,600	319,100	360,900	394,100

任用 短時 間勤 務職 員								
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
定年		円	円	円	円	円
前再	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
任用	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
短時	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
間勤	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
務職	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
員以	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
外の	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
職員	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500

22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500

60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	

92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	

122			269,300	306,200		
123			269,600	306,500		
124			269,900	306,700		
125			270,100	306,900		
126			270,300	307,200		
127			270,600	307,500		
128			270,900	307,700		
129			271,100	307,900		
130			271,300	308,200		
131			271,600	308,500		
132			271,900	308,700		
133			272,100	308,900		
134			272,300			
135			272,600			
136			272,900			
137			273,100			
定年前再任用短時間勤務職員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、技能労務に従事する職員で市長の定める者に適用する。

(いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年いなべ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の165」を「100分の175」に改める。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成15年いなべ市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の220」を「100分の230」に改める。

(いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 いなべ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の165」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第6条 いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の220」を「100分の225」に改め、同条第2号中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 第1条の規定(別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)、第2条の規定による改正後のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)及び第3条の規定による改正後のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例(次条において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のいなべ市職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第3条の規定による改正前のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第50号

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

出産育児一時金の支給に係る規定について、三重県国民健康保険運営方針に基づき決定された出産育児一時金の支給金額に係る基準に合わせるため、いなべ市国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険条例（平成15年いなべ市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第8条第1項中「50万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、48万8,000円に1万2,000円を加算した額とする。

第8条第2項中「第9条第2項」を「次条第2項」に改める。

第9条第2項中「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係るいなべ市国民健康保険条例第8条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
しようとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 2 4 3 号）の施行に伴い、出産した被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険税条例（平成31年いなべ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に

属する月数を乗じて得た額

第23条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 当該納税義務者は、前項の届出書に次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の日又は予定日を明らかにすることができる書類の写し
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類の写し
- (3) 出産後に前項に規定する届出書を提出する場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類の写し

3 第1項の届出書は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から提出することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出書の提出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のいなべ市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

いなべ市青川峡キャンピングパーク条例の一部を改正する
条例の制定について

いなべ市青川峡キャンピングパーク条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定しようとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

近年の光熱水費の高騰、人件費の上昇等に対応できるよう、利用料金の上限額を改めるため、いなべ市青川峡キャンピングパーク条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市青川峡キャンプパーク条例の一部を改正する条例

いなべ市青川峡キャンプパーク条例（平成17年いなべ市条例第16号）の一部を次のように改正する。

「

フリーサイト	宿泊(1泊当たり)	5,000円以内	大人1人につき 1,200円以内 小人1人につき600円以内
ライダーズサイト		2,000円以内	
カーサイト		7,000円以内	
フリーサイト	日帰り	2,000円以内	3歳以上1人につき 600円以内
ライダーズサイト		1,500円以内	
カーサイト		2,000円以内	
ログハウス	宿泊(1泊当たり)	19,000円以内	大人1人につき 1,200円以内 小人1人につき600円以内
キャビン		23,000円以内	
コテージ		33,000円以内	
ログハウス	日帰り	10,000円以内	3歳以上1人につき 600円以内
キャビン		12,000円以内	
コテージ		17,000円以内	
炭火焼ハウス	日帰り	3歳以上1人につき1,200円以内	
学童野外活動センター	日帰り	3歳以上1人につき1,200円以内	
その他市長が定める附属設備等		指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額	

別表中

を

」

「

フリーサイト	宿泊(1泊当たり)	8,000円以内	3歳以上1人につき 1,800円以内
ライダーズサイト		5,000円以内	
オートサイト		11,000円以内	
フリーサイト	日帰り	3,000円以内	3歳以上1人につき

ライダーズサイト		3,000 円以内	1,800 円以内	に
オートサイト		3,000 円以内		
ログハウス	宿泊(1泊当たり)	29,000 円以内	3 歳以上 1 人につき	
キャビン		35,000 円以内	1,800 円以内	
コテージ		50,000 円以内		
ログハウス	日帰り	15,000 円以内	3 歳以上 1 人につき	
キャビン		18,000 円以内	1,800 円以内	
コテージ		26,000 円以内		
炭火焼ハウス	日帰り	3 歳以上 1 人につき 1,800 円以内		
学童野外活動センター				
その他市長が定める附属施設及び附属設備等		指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額		

改め、同表備考を次のように改める。

備考 駐車料金は、4 輪車 1 日 1 台 2,300 円以内、2 輪車 1 日 1 台 800 円以内とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第53号

財産の無償譲渡及び無償貸付について

(自然電力いなべ株式会社への無償譲渡及び無償貸付)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡すること及び無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

1 無償譲渡財産の表示

所 在 いなべ市員弁町笠田新田字廣表73番地1

種 別 建物（旧員弁健康センター）

細 目 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積605㎡

2 無償貸付財産の表示

所 在 いなべ市員弁町笠田新田字廣表73番1の一部

種 別 土地（旧員弁健康センター敷地）

地 積 建築面積及び駐車場面積467㎡

3 無償貸付期間

令和6年1月1日から令和20年12月31日まで

4 無償譲渡及び無償貸付の相手方

所在地 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

名 称 自然電力いなべ株式会社

代表者 代表取締役 高橋 雅樹

提案理由

再生可能エネルギーの活用により温室効果ガスを削減し、カーボンニュートラルを推進する社会を実現すること及びエネルギーの地産地消による地域経済の循環と併せて脱炭素化の推進を図るため、市が出資する自治体新電力である自然電力いなべ株式会社に、旧員弁健康センターの建物を無償で譲渡し、及び用地を無償で貸し付けるについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図



議案第 5 4 号

財産の無償譲渡について (其原自治会の真正なる登記名義回復)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

1 無償譲渡財産の表示

所 在 いなべ市北勢町其原字上垣内 3 4 5 番
地 目 宅地
地 積 3 5 0 . 4 1 m²

2 無償譲渡の相手方

所在地 三重県いなべ市北勢町其原 XXXXXXXXXX
名 称 其原自治会
代表者 自治会長 杉山 武尚

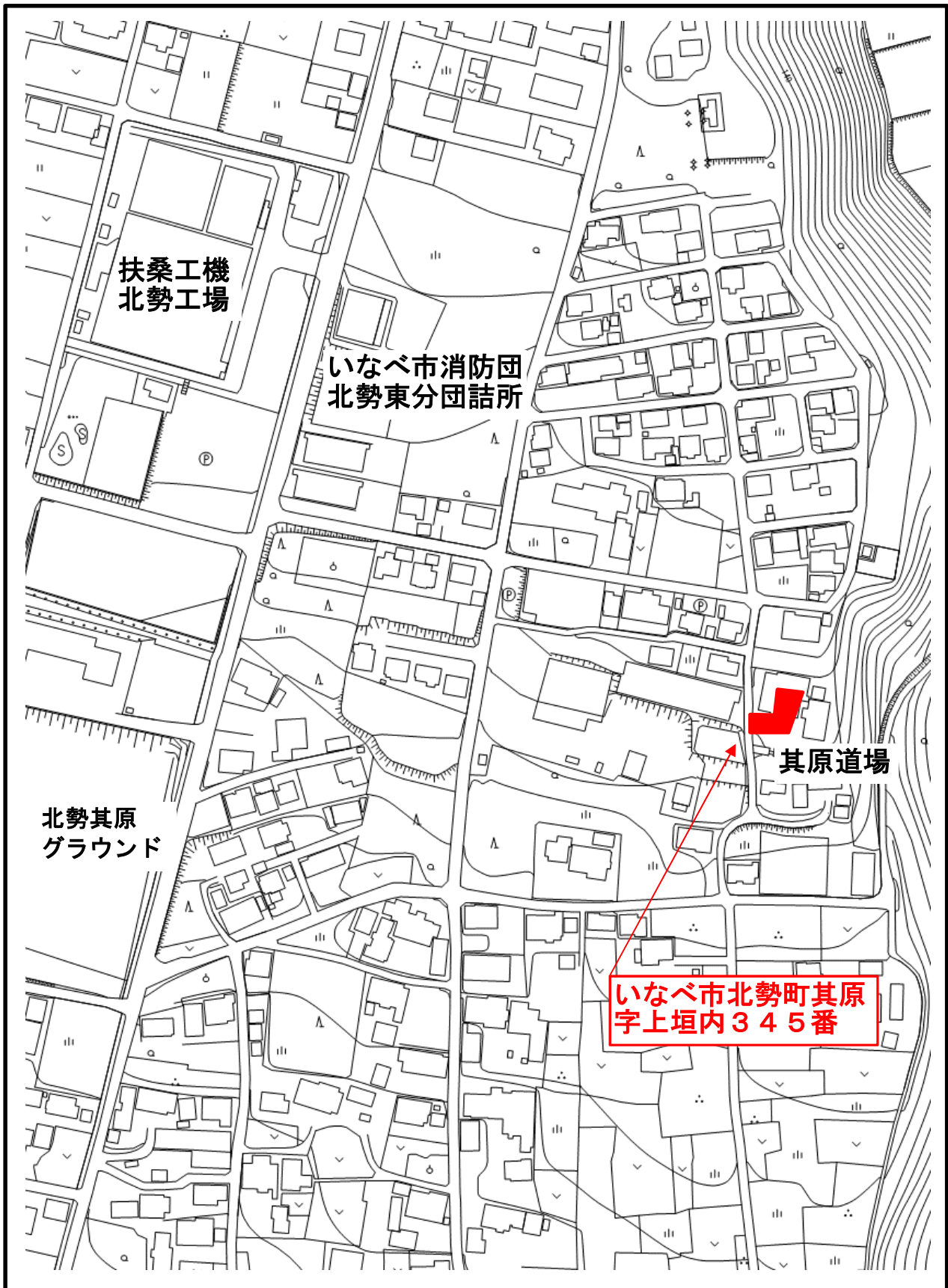
提案理由

本件土地については、登記上北勢町からいなべ市が承継したものであるが、長年にわたり其原自治会が保有し、管理してきたものである。

其原自治会から名義変更の申出があったので、本件土地を其原自治会に無償で譲渡するため、適正な対価なくして財産を譲渡するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図



議案第55号

財産の無償譲渡について (上相場自治会の真正なる登記名義回復)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

1 無償譲渡財産の表示

- (1) 所在 いなべ市藤原町上相場字口下拂437番1
地目 墓地
地積 2,395 m²

- (2) 所在 いなべ市藤原町上相場字口下拂437番2
地目 墓地
地積 1,712 m²

- (3) 所在 いなべ市藤原町上相場字奥下拂640番1
地目 山林
地積 49,586 m²

- (4) 所在 いなべ市藤原町上相場字大根洞641番1
地目 山林
地積 13,785 m²

- (5) 所在 いなべ市藤原町上相場字鶴原 6 5 0 番 1
地目 山林
地積 11,871 m²
- (6) 所在 いなべ市藤原町上相場字鶴原 6 5 6 番 1
地目 山林
地積 15,047 m²
- (7) 所在 いなべ市藤原町上相場字御厨 1 3 5 1 番
地目 山林
地積 198 m²
- (8) 所在 いなべ市藤原町上相場字御厨 1 4 2 1 番
地目 畑
地積 19 m²
- (9) 所在 いなべ市藤原町上相場字小町之谷 1 8 4 9 番
地目 山林
地積 89 m²
- (10) 所在 いなべ市藤原町上相場字小町之谷 1 9 0 8 番
地目 山林
地積 99 m²
- (11) 所在 いなべ市藤原町上相場字小解田 2 0 6 0 番 1
地目 山林
地積 352 m²
- (12) 所在 いなべ市藤原町上相場字小解田 2 0 6 0 番 2
地目 山林
地積 185 m²

- (13) 所在 いなべ市藤原町上相場字小解田 2 0 7 3 番 4
地目 山林
地積 4 9 m²
- (14) 所在 いなべ市藤原町上相場字小解田 2 0 7 3 番 5
地目 山林
地積 1 9 8 m²
- (15) 所在 いなべ市藤原町上相場字今井 2 1 5 3 番 2
地目 山林
地積 5 6 m²
- (16) 所在 いなべ市藤原町上相場字今井 2 2 2 7 番
地目 山林
地積 4 9 m²
- (17) 所在 いなべ市藤原町上相場字今井 2 2 3 8 番
地目 山林
地積 4 2 m²
- (18) 所在 いなべ市藤原町上相場字今井 2 2 3 9 番
地目 山林
地積 4 7 6 m²
- (19) 所在 いなべ市藤原町上相場字今井 2 2 4 0 番
地目 山林
地積 4 7 6 m²
- (20) 所在 いなべ市藤原町上相場字今井 2 2 4 0 番 1
地目 山林
地積 1 4 8 m²

- (21) 所在地 いなべ市藤原町上相場字今井 2 2 4 5 番
地目 山林
地積 1 1 9 m²
- (22) 所在地 いなべ市藤原町上相場字今井 2 2 4 6 番 1
地目 山林
地積 5 7 m²
- (23) 所在地 いなべ市藤原町上相場字白駒野 2 2 9 3 番 4
地目 山林
地積 5 . 2 0 m²
- (24) 所在地 いなべ市藤原町上相場字白駒野 2 2 9 8 番
地目 山林
地積 1 4 8 m²
- (25) 所在地 いなべ市藤原町上相場字白駒野 2 3 0 1 番
地目 山林
地積 1 3 2 m²
- (26) 所在地 いなべ市藤原町上相場字白駒野 2 3 1 1 番
地目 山林
地積 4 2 9 m²
- (27) 所在地 いなべ市藤原町上相場字白駒野 2 3 1 5 番 1
地目 山林
地積 1 8 m²
- (28) 所在地 いなべ市藤原町上相場字白駒野 2 3 1 5 番 3
地目 山林
地積 1 4 m²

- (29) 所在 いなべ市藤原町上相場字白駒野 2 3 2 4 番 1
地目 山林
地積 1 0 m²
- (30) 所在 いなべ市藤原町上相場字白駒野 2 3 2 5 番 1
地目 山林
地積 3 0 m²
- (31) 所在 いなべ市藤原町上相場字友谷 2 4 2 7 番 1
地目 山林
地積 2 7 4 m²
- (32) 所在 いなべ市藤原町上相場字友谷 2 5 0 8 番
地目 山林
地積 2 5 4 m²
- (33) 所在 いなべ市藤原町上相場字友谷 2 5 2 2 番
地目 山林
地積 1 7 8 m²
- (34) 所在 いなべ市藤原町上相場字友谷 2 5 3 4 番 2
地目 山林
地積 4 2 7 m²
- (35) 所在 いなべ市藤原町上相場字友谷 2 5 4 1 番
地目 山林
地積 3 9 m²
- (36) 所在 いなべ市藤原町上相場字友谷 2 5 5 2 番 1
地目 山林
地積 4 6 9 m²

- (37) 所在地 いなべ市藤原町上相場字友谷 2 5 5 2 番 8
地目 山林
地積 4 0 3 m²
- (38) 所在地 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 5 5 7 番 2
地目 山林
地積 2, 0 0 0 m²
- (39) 所在地 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 5 6 1 番 1
地目 山林
地積 9 5 8 m²
- (40) 所在地 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 5 7 7 番 1
地目 山林
地積 9, 3 3 2 m²
- (41) 所在地 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 5 9 4 番 1
地目 山林
地積 2, 9 5 5 m²
- (42) 所在地 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 5 9 4 番 2
地目 山林
地積 5 5 2 m²
- (43) 所在地 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 5 9 6 番 1
地目 山林
地積 2, 2 2 1 m²
- (44) 所在地 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 5 9 7 番
地目 山林
地積 1 3 5 m²

- (45) 所在 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 5 9 9 番
地目 山林
地積 3, 5 7 0 m²
- (46) 所在 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 6 0 8 番
地目 山林
地積 1, 7 9 8 m²
- (47) 所在 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 6 3 4 番
地目 山林
地積 7 3 7 m²
- (48) 所在 いなべ市藤原町上相場字馬留 2 6 4 8 番
地目 山林
地積 1 7 8 m²
- (49) 所在 いなべ市藤原町上相場字米野 2 8 3 8 番 2
地目 山林
地積 2 4 7 m²
- (50) 所在 いなべ市藤原町上相場字西谷 2 9 3 6 番
地目 山林
地積 6 6 m²
- (51) 所在 いなべ市藤原町上相場字西谷 2 9 5 4 番
地目 山林
地積 1, 1 2 7 m²
- (52) 所在 いなべ市藤原町上相場字南谷 2 9 5 6 番
地目 山林
地積 6 6 m²

- (53) 所在地 いなべ市藤原町上相場字南谷 2 9 6 3 番
地目 山林
地積 5 3 5 m²
- (54) 所在地 いなべ市藤原町上相場字南谷 2 9 9 9 番
地目 山林
地積 1, 1 1 0 m²
- (55) 所在地 いなべ市藤原町上相場字南谷 3 0 0 2 番
地目 山林
地積 1 7 8 m²
- (56) 所在地 いなべ市藤原町上相場字南谷 3 0 1 1 番
地目 山林
地積 8 9 5 m²
- (57) 所在地 いなべ市藤原町上相場字大抜 3 0 1 9 番
地目 山林
地積 1 3 5 m²
- (58) 所在地 いなべ市藤原町上相場字大抜 3 0 4 3 番 1
地目 山林
地積 3 2 7 m²
- (59) 所在地 いなべ市藤原町上相場字大抜 3 0 5 1 番 1
地目 山林
地積 1, 9 2 4 m²
- (60) 所在地 いなべ市藤原町上相場字大抜 3 0 5 1 番 2
地目 山林
地積 2, 0 7 7 m²

- (61) 所在 いなべ市藤原町上相場字大抜 3 0 5 9 番 1
地目 山林
地積 3, 7 0 9 m²
- (62) 所在 いなべ市藤原町上相場字刈萱 3 0 6 2 番
地目 山林
地積 4 9 5 m²
- (63) 所在 いなべ市藤原町上相場字刈萱 3 0 7 1 番
地目 山林
地積 1, 9 1 0 m²
- (64) 所在 いなべ市藤原町上相場字刈萱 3 0 7 7 番 1
地目 山林
地積 3 7 3 m²
- (65) 所在 いなべ市藤原町上相場字刈萱 3 0 8 6 番 5
地目 山林
地積 2 1 8 m²
- (66) 所在 いなべ市藤原町上相場字刈萱 3 0 9 7 番
地目 山林
地積 2 1 4 m²
- (67) 所在 いなべ市藤原町上相場字刈萱 3 1 0 0 番 1
地目 山林
地積 3, 5 3 3 m²
- (68) 所在 いなべ市藤原町上相場字白駒野 3 5 9 2 番
地目 山林
地積 4 7 6 m²

(69) 所 在 いなべ市藤原町上相場字白駒野 3 5 9 4 番
地 目 山林
地 積 9 5 8 m²

(70) 所 在 いなべ市藤原町上相場字土之御前 8 3 3 番
地 目 山林
地 積 5 4 8 m²

(71) 所 在 いなべ市藤原町上相場字土之御前 8 6 2 番
地 目 山林
地 積 1 6 m²

(72) 所 在 いなべ市藤原町上之山田字石釜 3 5 1 番 3
地 目 山林
地 積 5, 1 9 2 m²

2 無償譲渡の相手方

所在地 三重県いなべ市藤原町上相場 XXXXXXXXXX

名 称 上相場自治会

代表者 自治会長 伊藤 一人

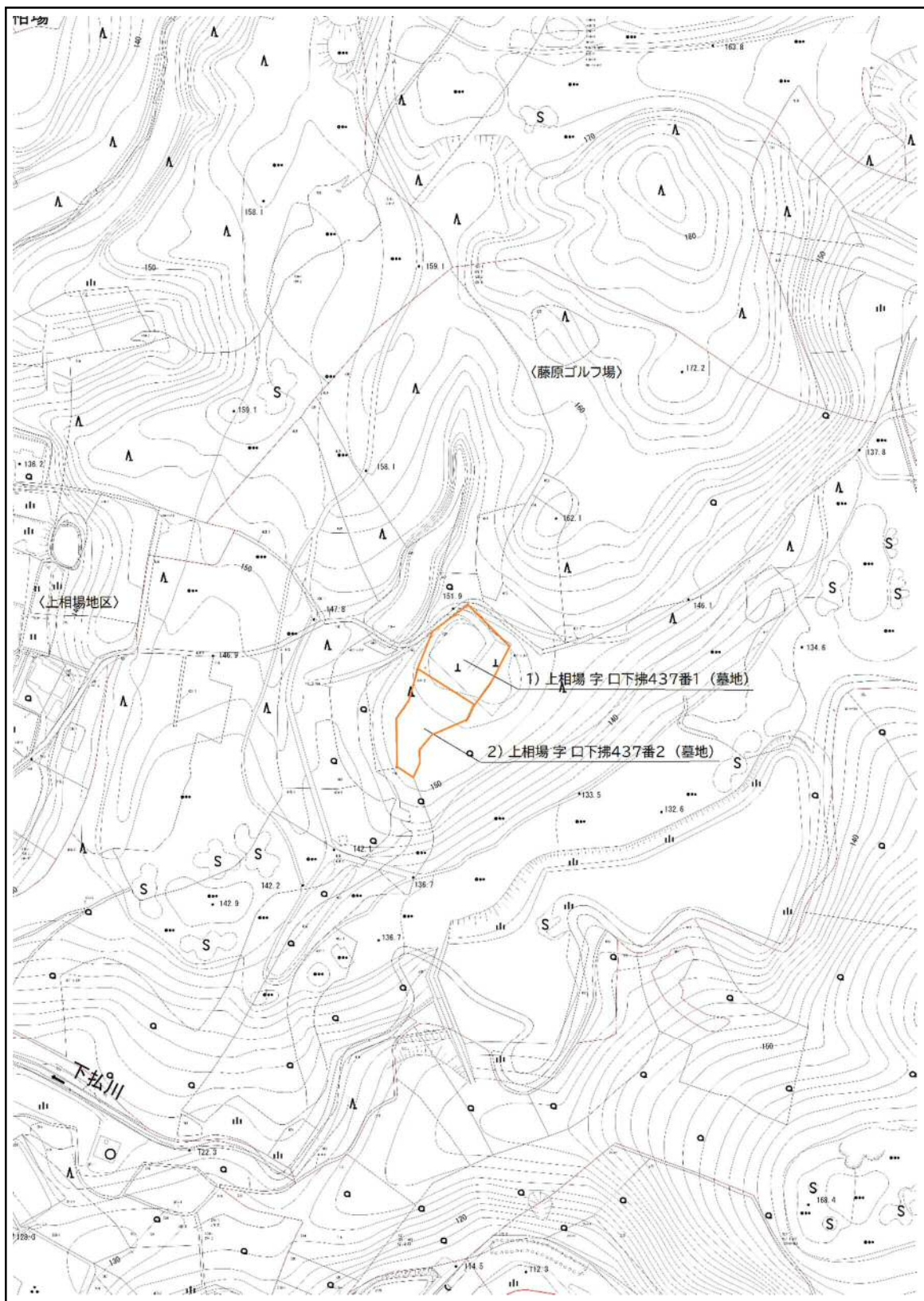
提案理由

本件土地については、登記上藤原町からいなべ市が承継したものであるが、長年にわたり上相場自治会が保有し、管理してきたものである。

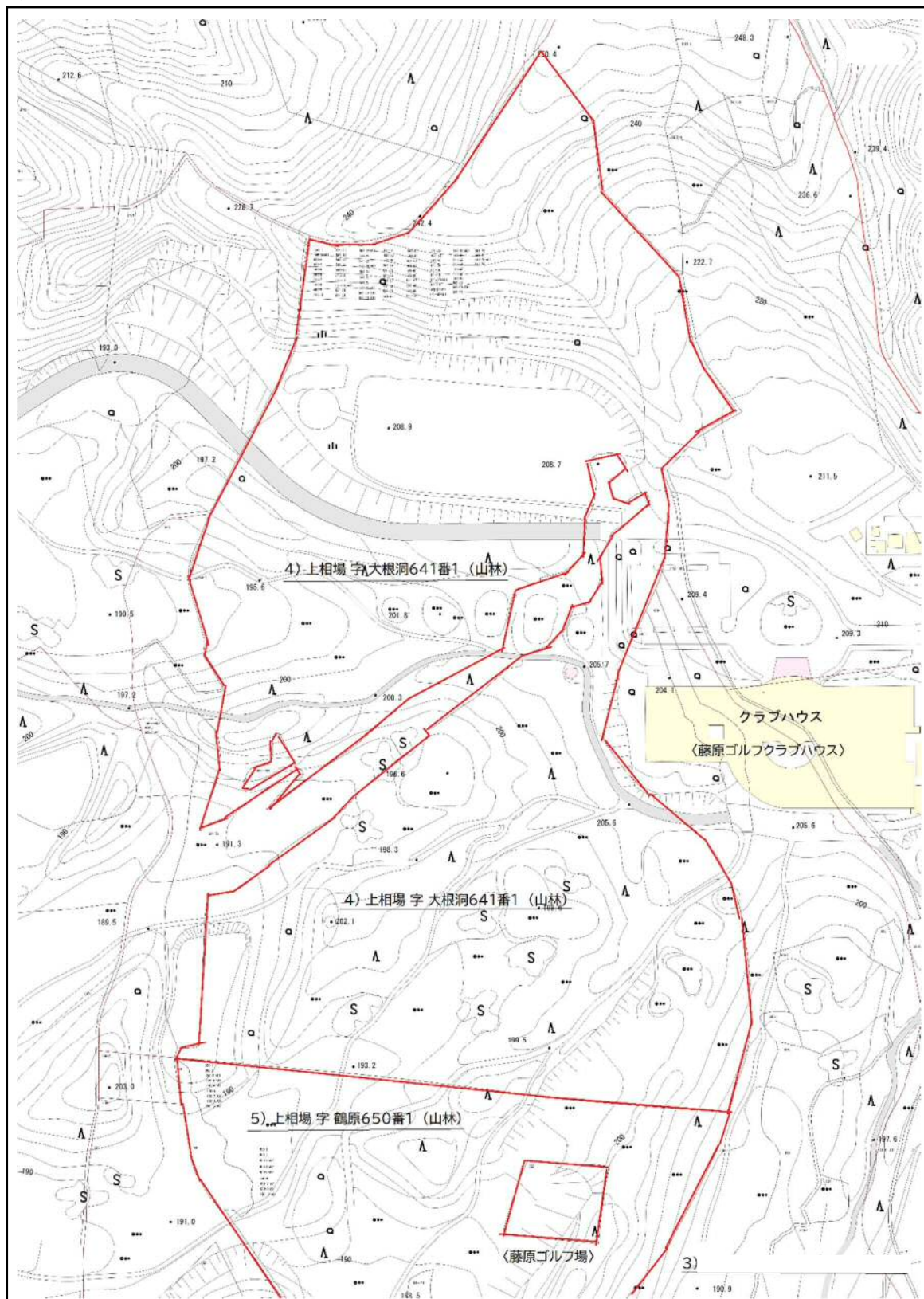
上相場自治会から名義変更の申出があったので、本件土地を上相場自治会に無償で譲渡するため、適正な対価なくして財産を譲渡するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

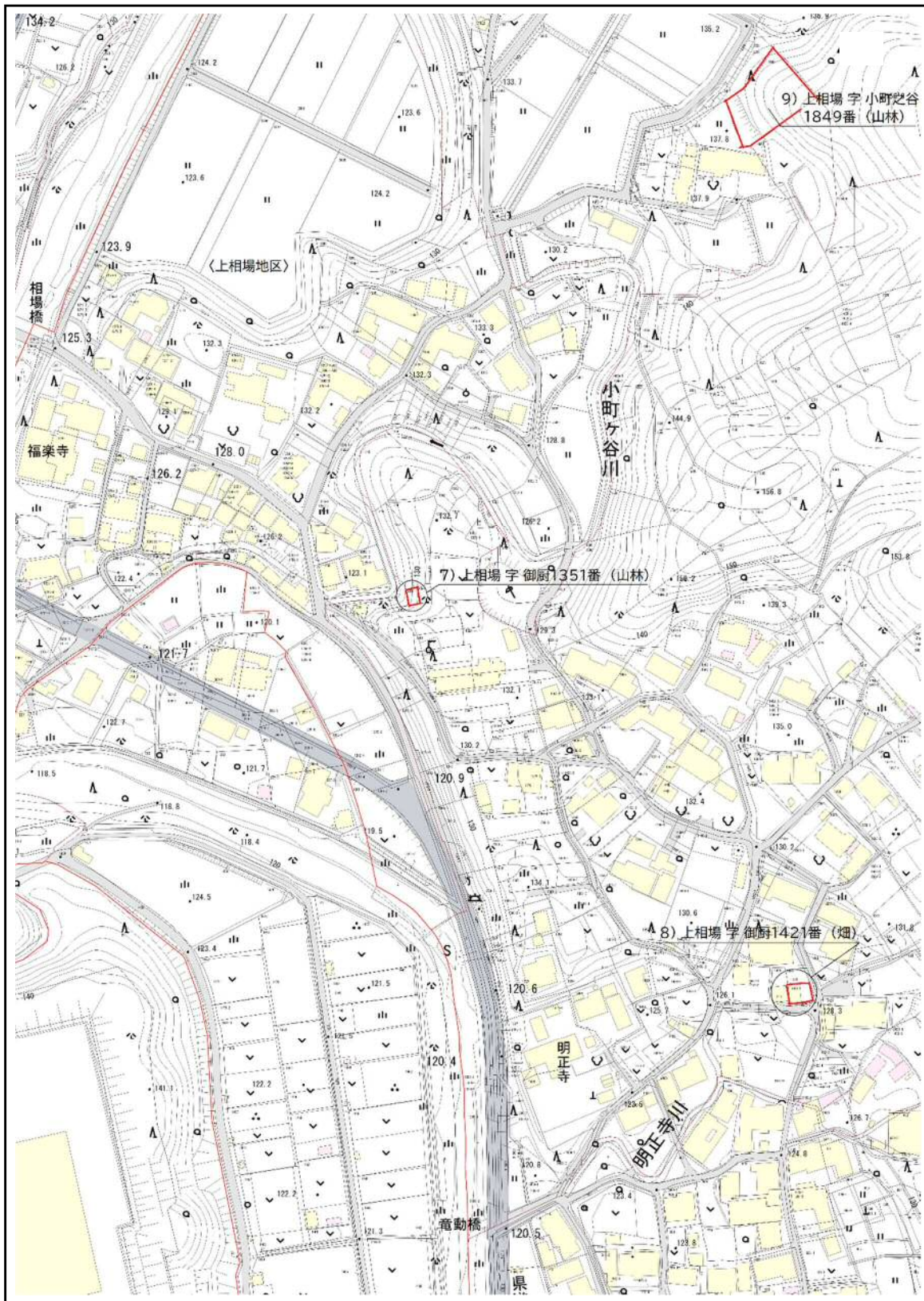
位置図 1



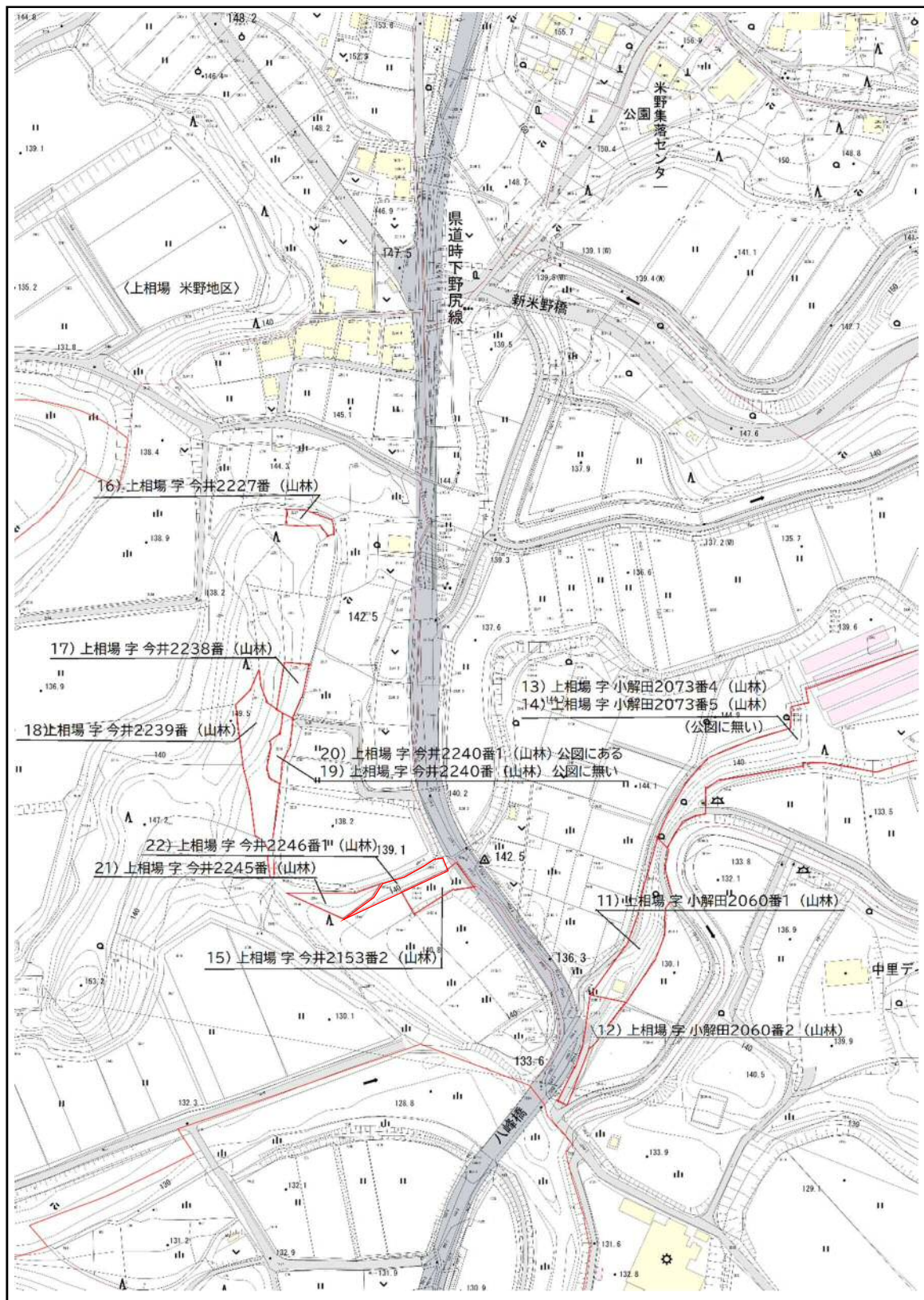
位置図 2



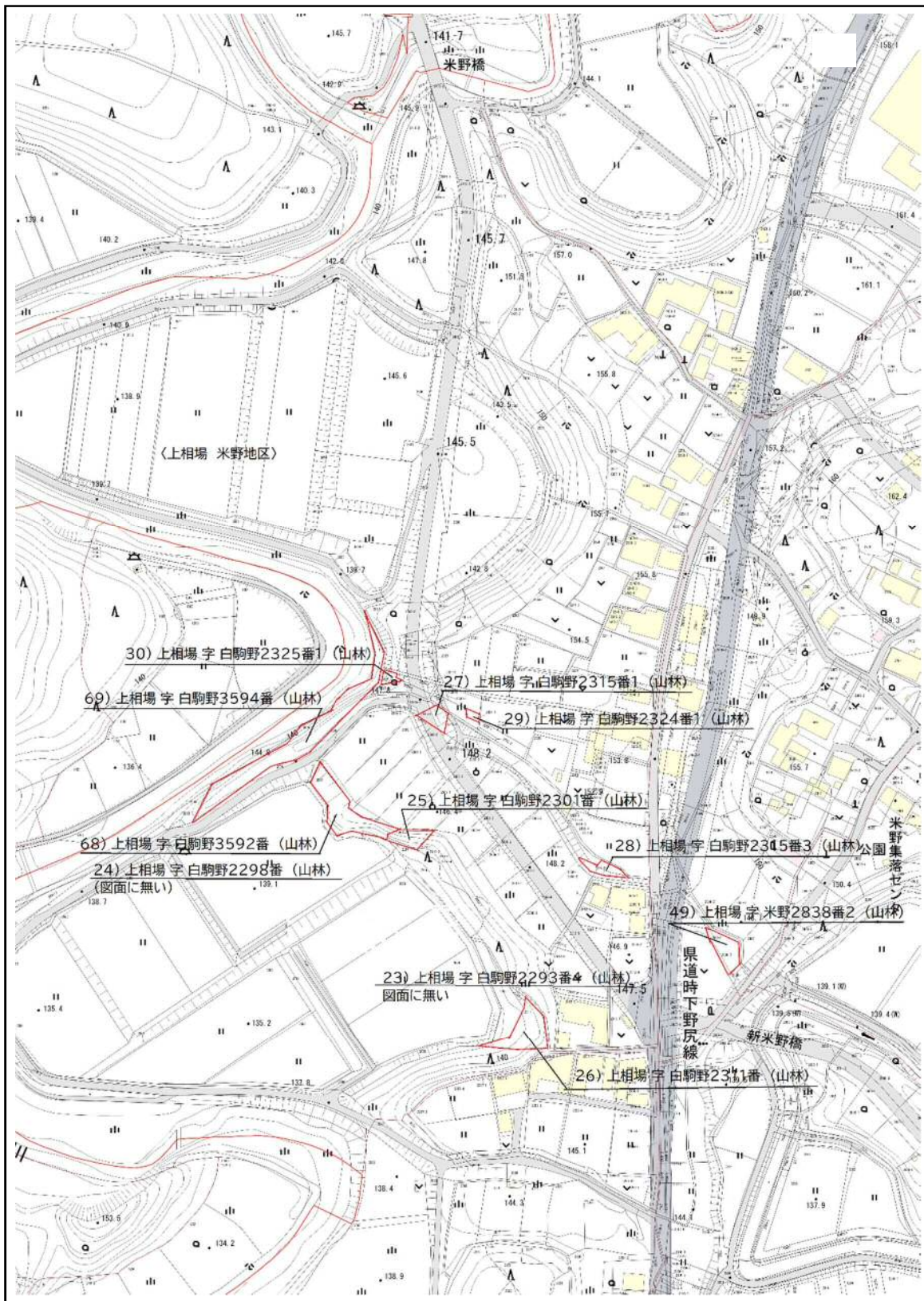
位置図 4



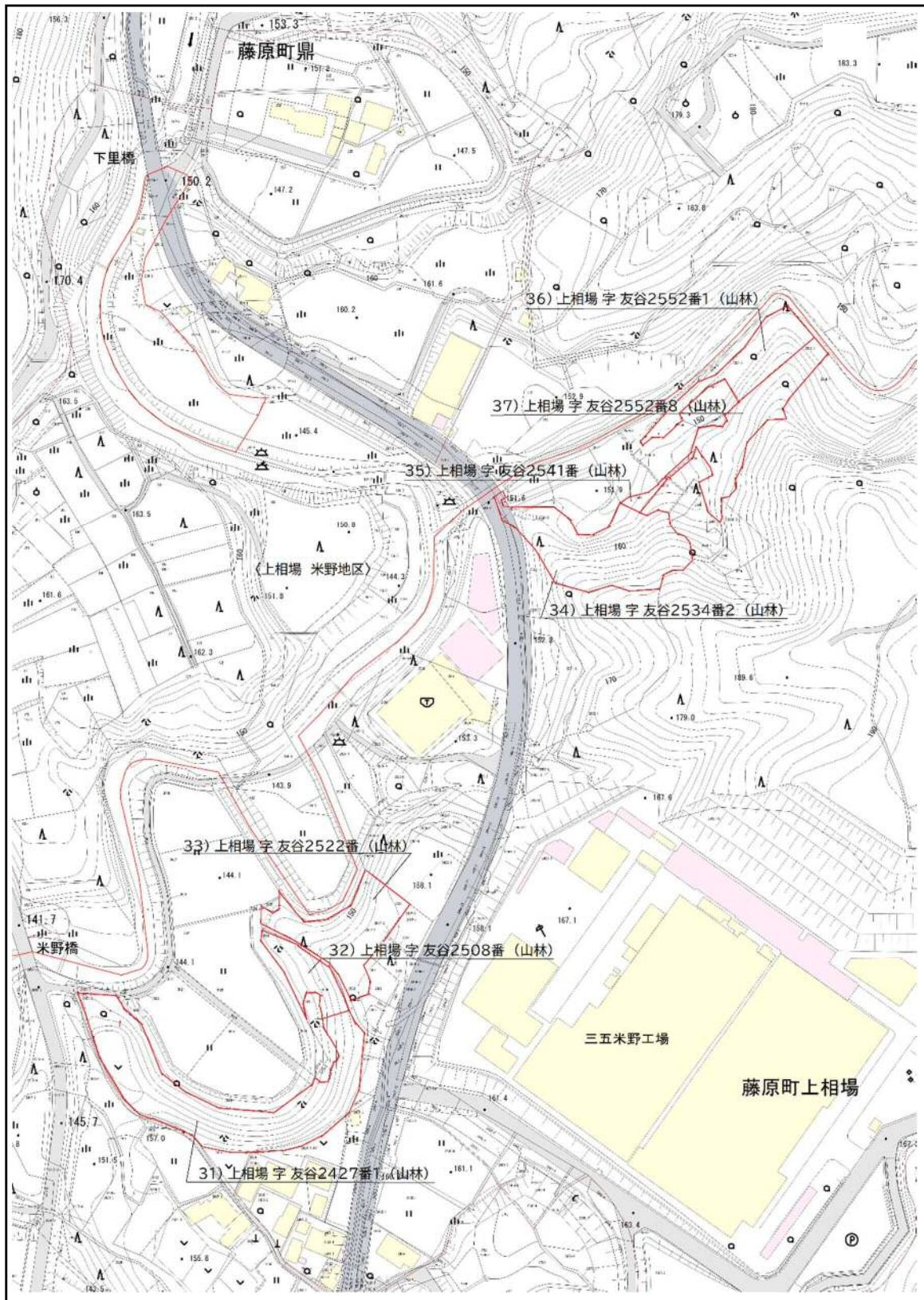
位置図 6



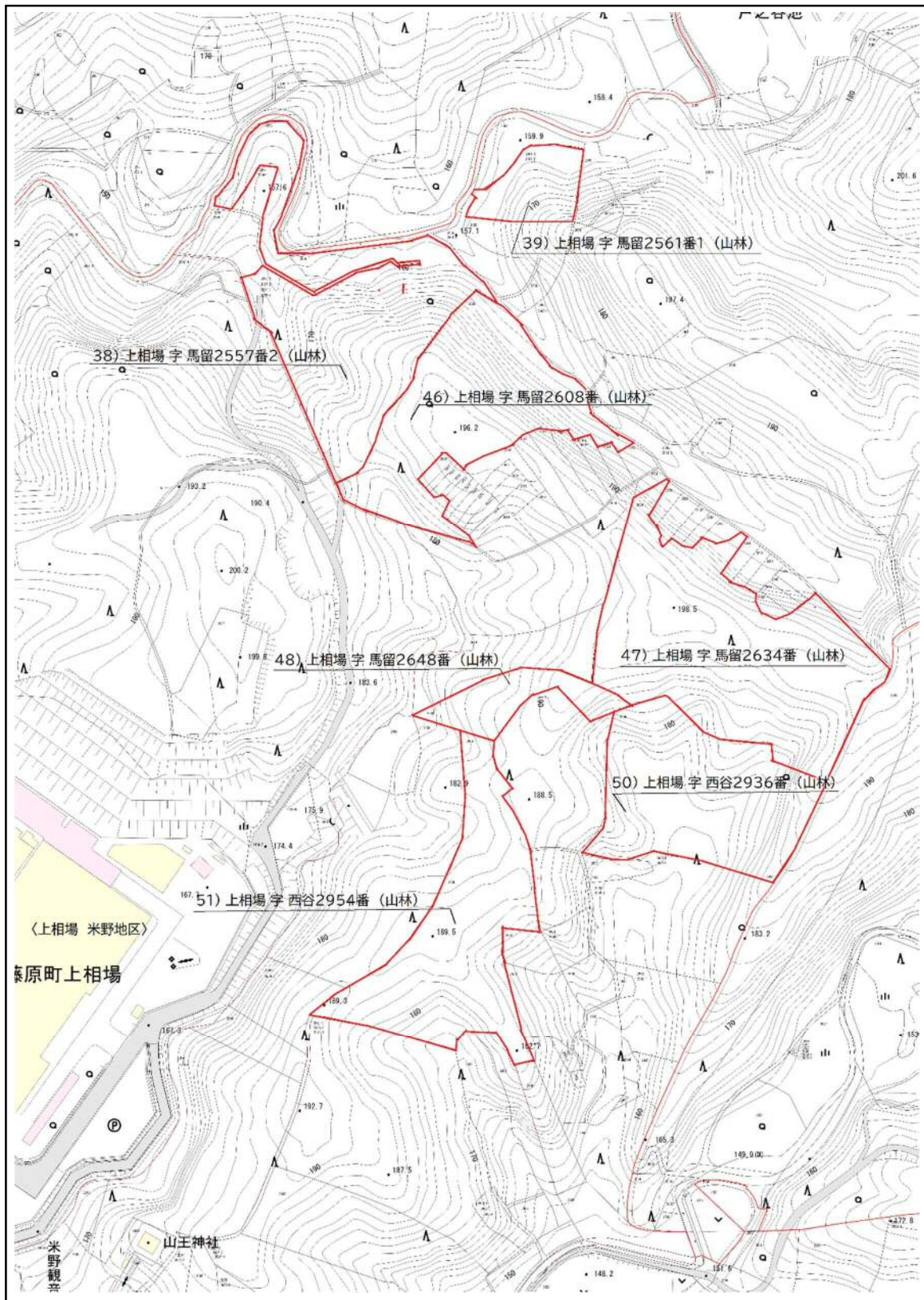
位置図 7



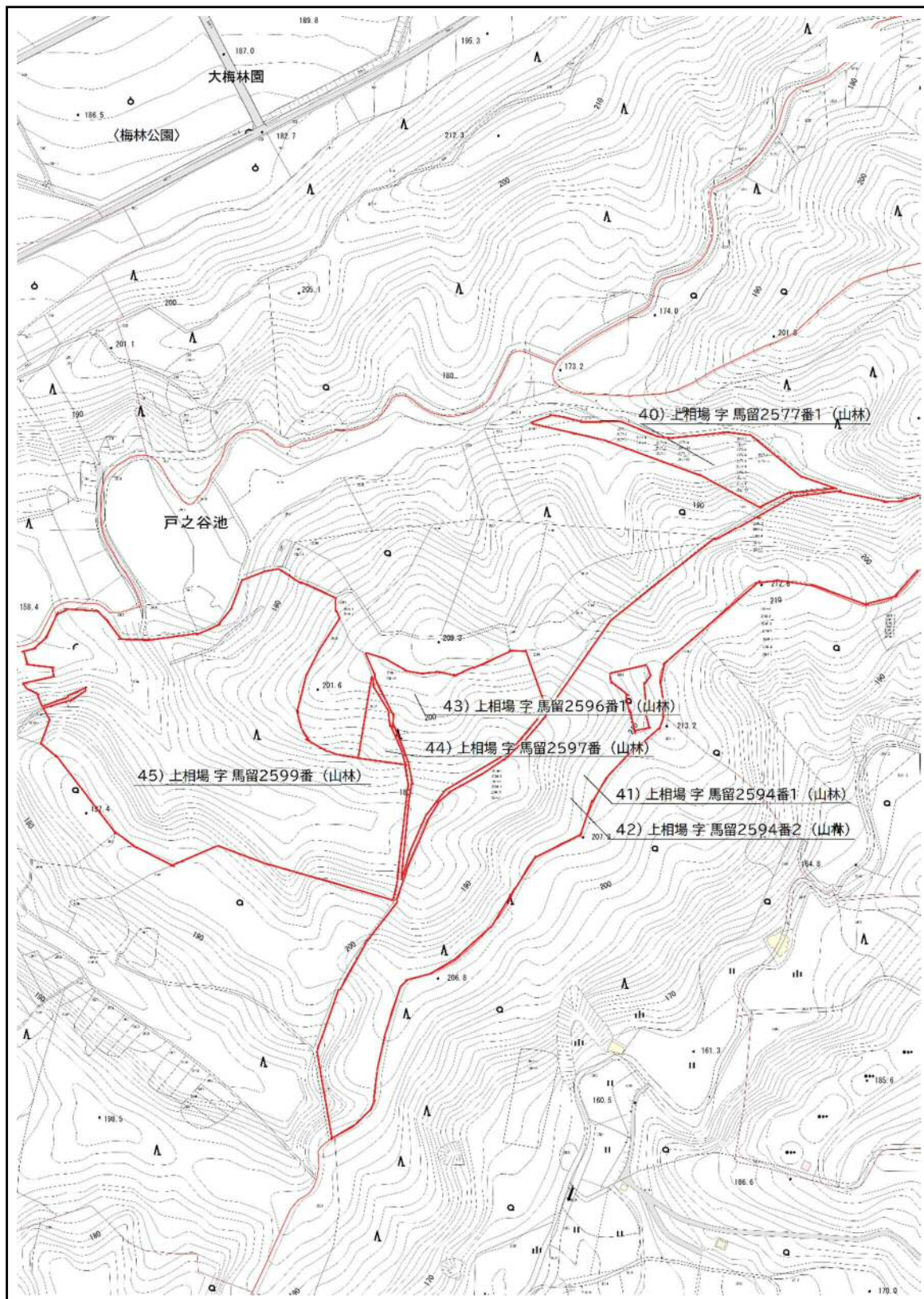
位置図 8



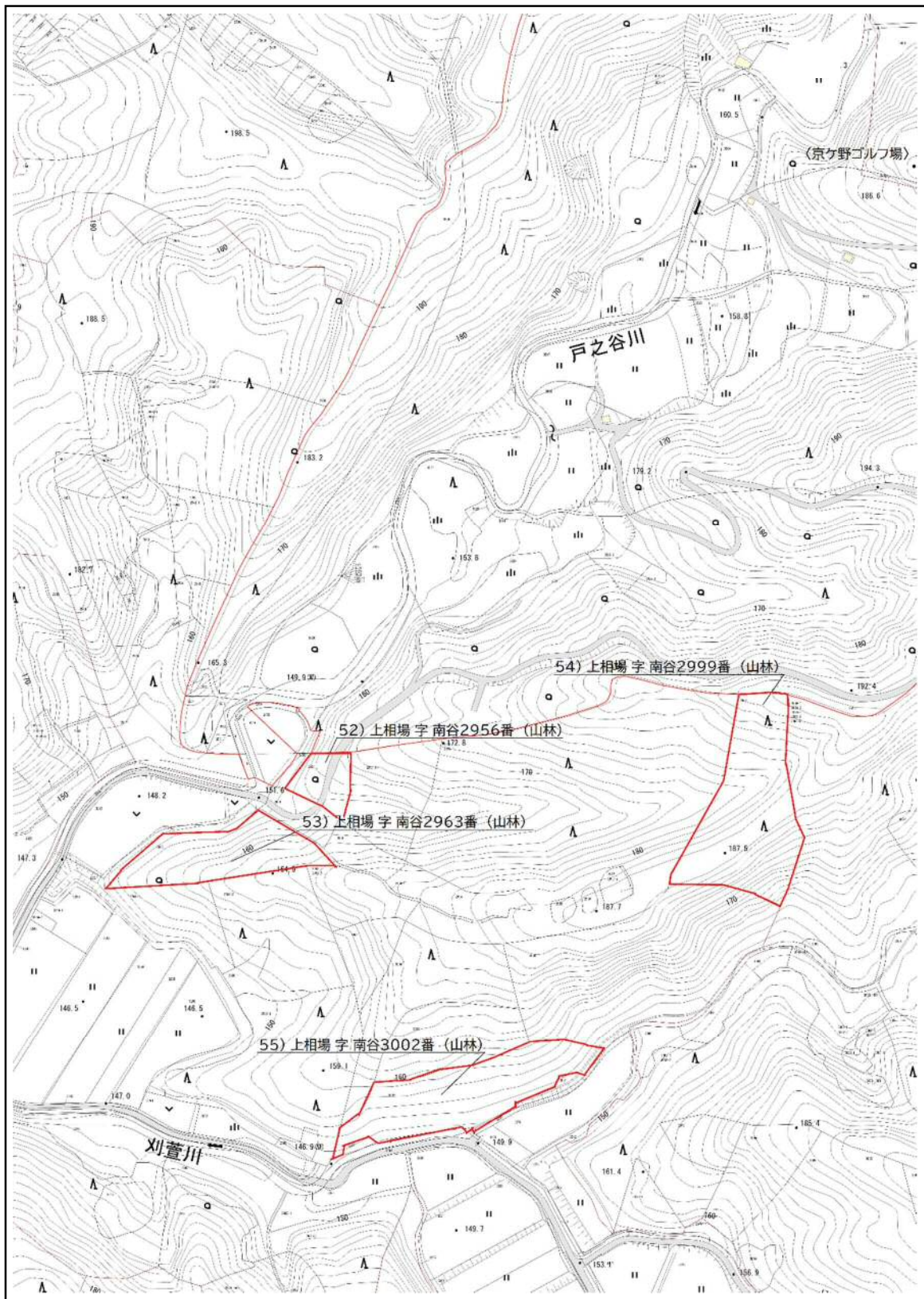
位置図 9



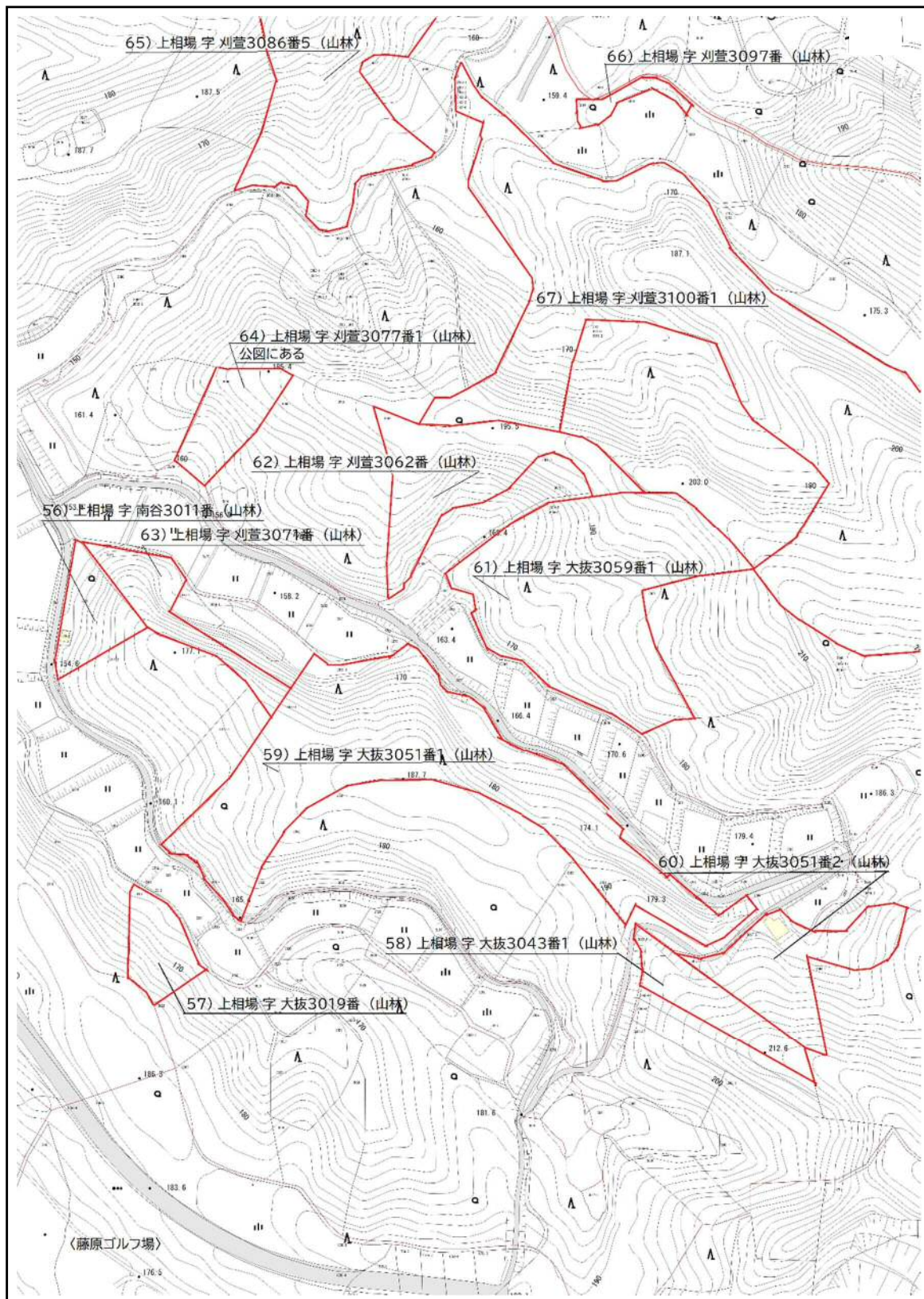
位置図 10



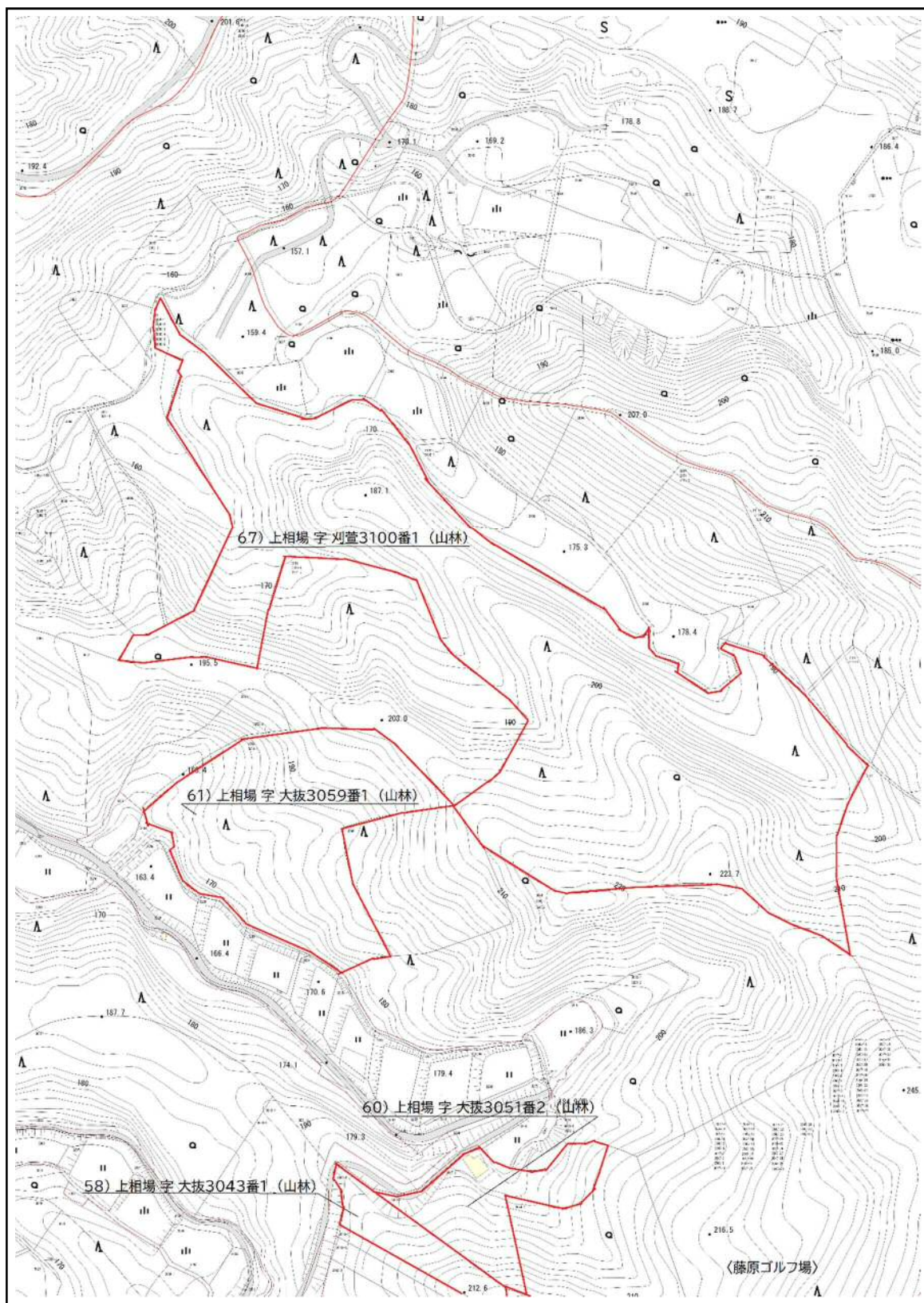
位置図 11



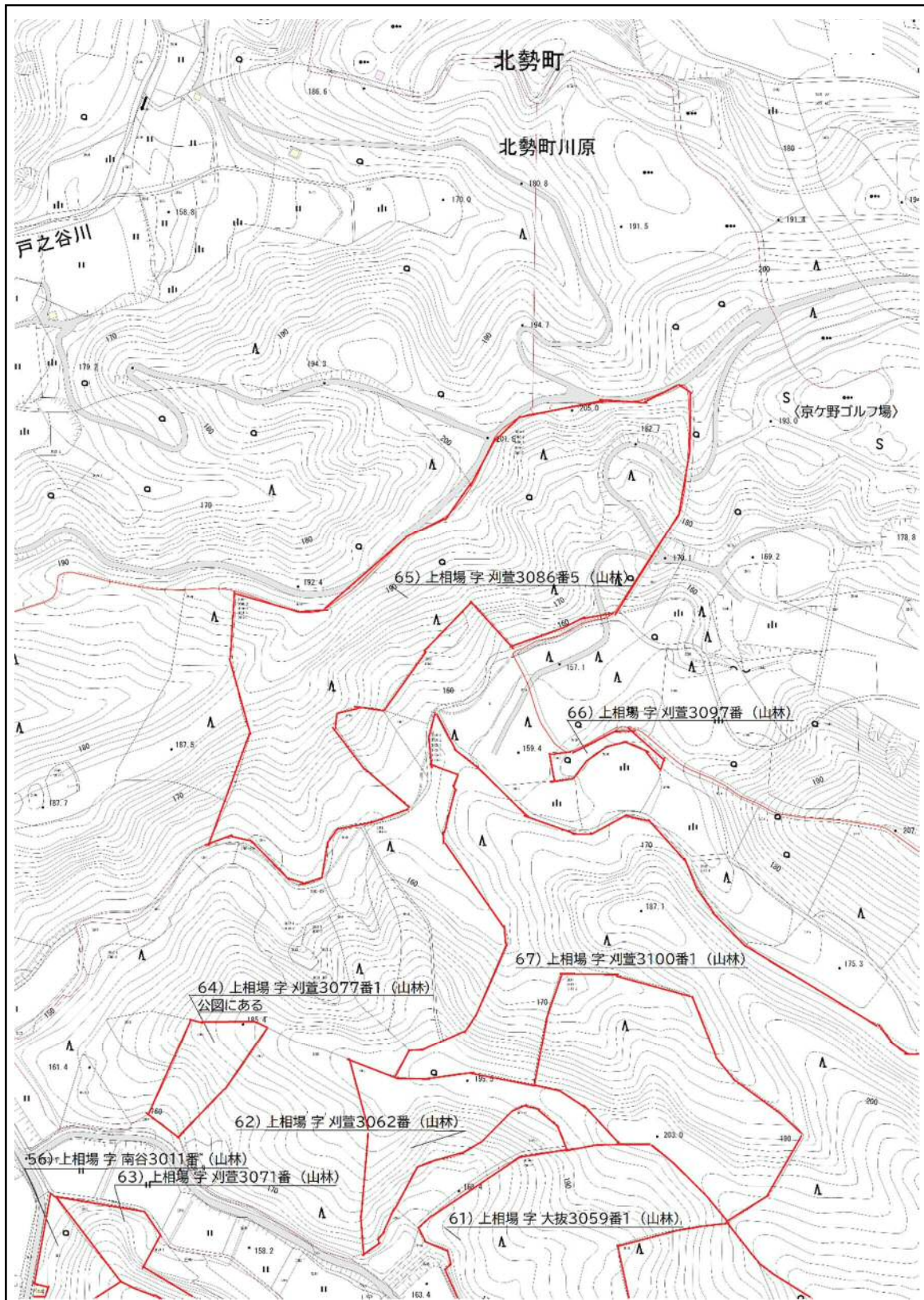
位置図 12



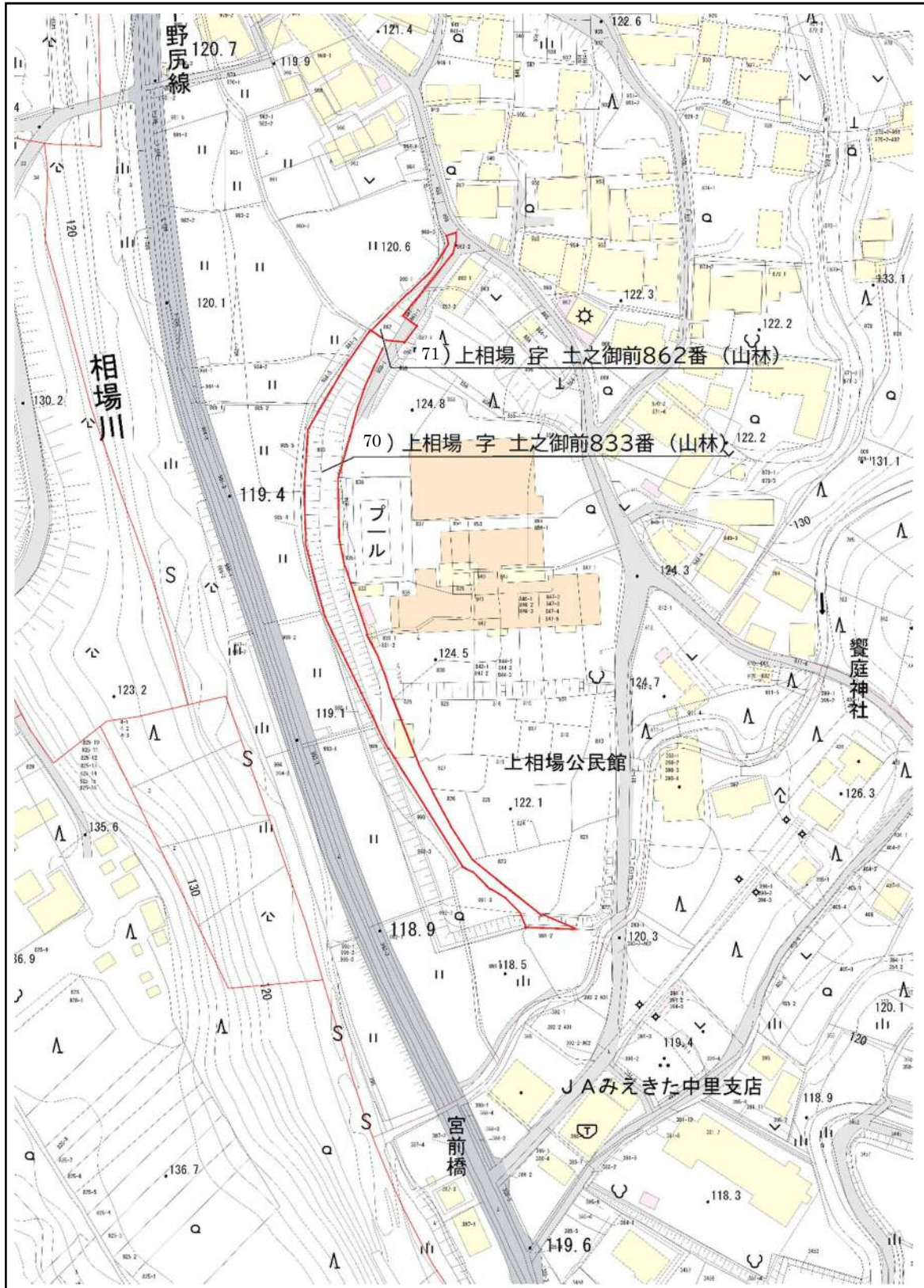
位置図 13



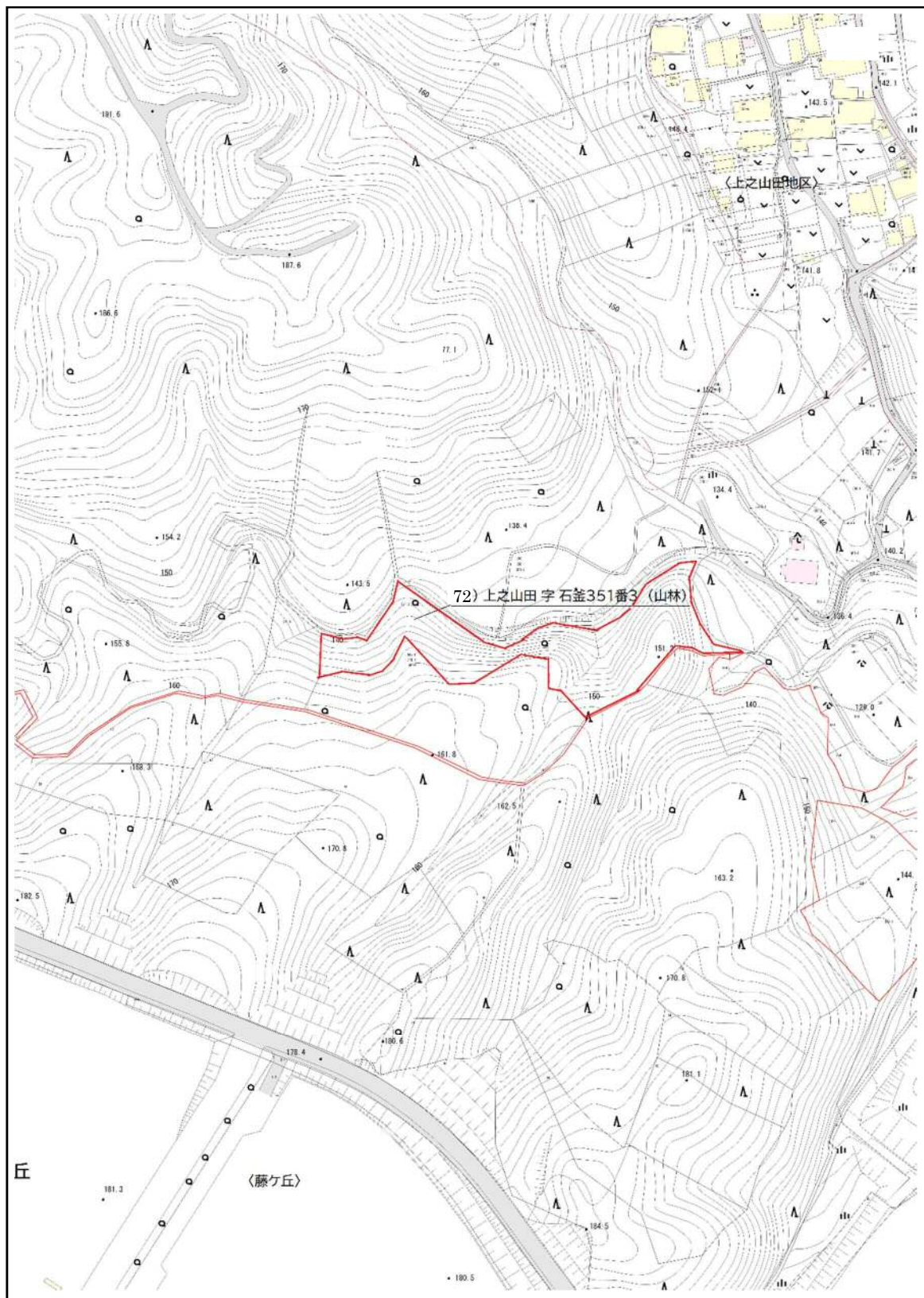
位置図 14



位置図 15



位置図 16



議案第56号

いなべ市藤原岳駐車場の指定管理者の指定について

いなべ市藤原岳駐車場の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 指定しようとする団体の名称及び代表者
藤原岳もみじの会
代表 藤井 浩二
- 2 指定しようとする団体の事務所の所在地
三重県いなべ市藤原町大貝戸■■■■■
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

いなべ市藤原岳駐車場の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了するため、現在の指定管理者である藤原岳もみじの会を引き続き指定管理者として指定しようとするもので、いなべ市藤原岳駐車場の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第57号

いなべ市ウッドヘッド阿下喜の指定管理者の指定について

いなべ市ウッドヘッド阿下喜の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 指定しようとする団体の名称及び代表者
いなべ市商工会
会長 三輪 秀孝
- 2 指定しようとする団体の事務所の所在地
三重県いなべ市北勢町阿下喜1991番地
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

いなべ市ウッドヘッド阿下喜の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了するため、現在の指定管理者であるいなべ市商工会を引き続き指定管理者として指定しようとするもので、いなべ市ウッドヘッド阿下喜の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第58号

いなべ市農業公園の指定管理者の指定について

いなべ市農業公園の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 指定しようとする団体の名称及び代表者
一般社団法人 サンパークいなべ
代表理事 渡邊 修司
- 2 指定しようとする団体の事務所の所在地
三重県いなべ市藤原町鼎3071番地
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

いなべ市農業公園の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって満了するため、現在の指定管理者である一般社団法人サンパークいなべを引き続き指定管理者として指定しようとするもので、いなべ市農業公園の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第59号

令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第4号）を別案のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第60号

令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別案のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第61号

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別案のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 6 2 号

令和 5 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別案のと
おり提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

